

長崎市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

平成24年10月15日
条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第45条第3項の規定に基づき、本市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(案内標識の寸法)

第3条 案内標識の標示板の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）別表第2に標示板の寸法が図示された案内標識 当該図示された寸法

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 市長が定める寸法

2 前項第1号に掲げる案内標識で次の各号に掲げるものの標示板の寸法は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 次に掲げる案内標識 それぞれ次に定める寸法

ア 道路の通称名を表示する案内標識 当該道路の通称名の文字（数字を含む。以下同じ。）の字数により前項第1号の規定による寸法を拡大した寸法

イ 案内標識の標示板に文字又は記号を付加して表示する場合におけ

る当該案内標識 当該文字又は記号の表示に必要な範囲内で前項第1号の規定による寸法を拡大した寸法

(2) 道路の形状又は交通の状況により拡大する必要がある案内標識 前項第1号の規定による寸法（前号の規定により寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）を2倍までの倍率で拡大した寸法

3 案内標識の標示板に表示する文字の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 標識令別表第2に文字の寸法が図示された案内標識 当該図示された寸法（前項第2号の規定により当該案内標識の標示板の寸法を拡大する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大の倍率で拡大した寸法）

(2) 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 次に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

ア イに掲げる案内標識以外の案内標識 次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる寸法（ローマ字にあっては当該寸法の2分の1の寸法、数字にあっては市長が定める寸法）

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の寸法（単位 センチメートル）
40、50又は60	20
30以下	10

イ 歩行者用の案内標識その他市長が定める案内標識 市長が定める寸法

4 前項第2号アに掲げる案内標識の標示板に表示する文字の寸法は、同

項の規定にかかわらず、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合は、前項第2号アの規定による寸法を3倍までの倍率で拡大した寸法とすることができる。

5 案内標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 標識令別表第2に寸法が図示された記号 当該図示された寸法（第2項第2号の規定により当該記号を表示する案内標識の標示板の寸法を拡大する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大の倍率で拡大した寸法）

(2) 前号に掲げる記号以外の記号 市長が定める寸法

6 案内標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法は、市長が定める。

（警戒標識の寸法）

第4条 警戒標識の標示板の寸法は、標識令別表第2に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における警戒標識の標示板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項の規定による寸法を2倍までの倍率で拡大した寸法

(2) 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 前項の規定による寸法を2分の1までの倍率で縮小した寸法

3 警戒標識の標示板に表示する文字の寸法は、市長が定める。

4 警戒標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

(1) 標識令別表第2に寸法が図示された記号 当該図示された寸法（第2項の規定により当該記号を表示する警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法）

(2) 前号に掲げる記号以外の記号 市長が定める寸法

5 警戒標識の標示板の縁及び縁線の太さの寸法は、市長が定める。

（補助標識の寸法）

第5条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の標示板（以下「補助標識板」という。）の寸法は、標識令別表第2に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助標識板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

(1) 第3条第1項第2号に掲げる案内標識に附置される補助標識の標示板 市長が定める寸法

(2) 第3条第2項の規定により補助標識板が附置される案内標識の標示板の寸法を拡大する場合における当該補助標識板 前項の規定による寸法を当該拡大の倍率で拡大した寸法

(3) 前条第2項の規定により補助標識板が附置される警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合における当該補助標識板 前項の規定による寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法

3 補助標識板に表示する文字及び記号の寸法は、市長が定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。